令和　2 年(い)第 ■■■ 号

略　式　命　令

被告人 ■■■

本籍(国籍等), 住居, 職業, 生年月日及び事件名は, 起訴状の記載を引用する。

主　文

被告人を罰金　300,000 円に処する。

この罰金を完納することができないときは, 金5,000円を1日に換算した期間(端数は1日に換算する。)被告人を労役場に留置する。

この罰金に相当する金額を仮に納付することを命ずる。

罪となるべき事実

起訴状記載の公訴事実を引用する。

適用した法令

起訴状記載の罰条を引用するほか

刑法18条, 刑事訴訟法348条

令和 2 年 9 月 15 日

東京簡易裁判所

裁判官　山本 有之助

この略式命令に対しては, 告知を受けた日から14日以内に正式裁判の請求をすることができる。この場合, 被告人は, いつでも弁護人を選任することができ, 貧困その他の事由で弁護人を選任することができないときは, 弁護人の選任を裁判所に請求することができる。

これは謄本である。

前同日同庁　裁判所書記官　峯岸 佐希子

令和２年検第１８８４３号

起　　訴　　状

令和２年9月10日

東京簡易裁判所　殿

東京区検察庁
検察官事務取扱検事　唐澤英城

下記被告事件につき公訴を提起し，略式命令を請求する。

記

本　籍　[redacted]

住　居　[redacted]

職　業　会社員

在宅

[redacted]

[redacted]

公　　訴　　事　　実

被告人は，令和２年３月１７日午後８時１５分頃，ソーシャルネットワーキングサービスである「Ｔｗｉｔｔｅｒ」に「私はコロナだ」と投稿していたものであるが，同日午後９時１４分頃，東京都千代田区神田神保町[redacted]において，前記投稿に引き続き，同店のロゴが付されたビールグラスを含め，同店内での飲食の様子を撮影した写真とともに，「濃厚接触の会」と投稿し，あたかも感染症にり患した者が同店で飲食をしているかのような虚偽の事実を表示させて不特定多数の者が閲覧し得る状態にし，同日，これを覚知した同社営業部長[redacted]に，警察への通報や同

店従業員に対する同店の入念な消毒等の指示を余儀なくさせて，前記[redacted]らの正常な業務の遂行に支障を生じさせ，もって偽計を用いて人の業務を妨害したものである。

罪　名　及　び　罰　条

偽計業務妨害　　　　　　　　　　　　　　　刑法２３３条

お　知　ら　せ

罰金又は科料の納付先は，東京区検察庁です。

後日，東京区検察庁から納付するよう通知（納付告知書の送付）がありますので，それに従って納付してください。

なお，東京区検察庁の電話番号は，以下のとおりです。

代表 03(3592)5611　内線 3458, 3461, 3462, 3463, 6246, 6249, 6250

東京簡易裁判所